

令和6年度

おいらせ町農業委員会

第6回 総会議事録

期日 令和 6年 9月 6日

場所 おいらせ町役場分庁舎

第6回おいらせ町農業委員会総会

1. 場 所 おいらせ町役場分庁舎

2. 開会期日 令和 6年 9月 6日 (金) 午後 5時00分

3. 閉会日時 令和 6年 9月 6日 (金) 午後 5時16分

4. 出席委員

1 番 日ヶ久保 浩幸 君	2 番 馬場 武雄 君	3 番 日ヶ久保 亨 君
4 番 玉川 勉 君	5 番 沼舘 廣志 君	6 番 久慈 弘子 君
7 番 吉田 良紀 君	8 番 袴田 光雄 君	9 番 佐々木 明博 君
11 番 柏崎 幸子 君	13 番 袴田 信男 君	14 番 上久保 辰視 君
15 番 久保田 信一 君	16 番 川口 勉 君	18 番 名古屋 誠一 君

5. 欠席委員

10 番 松林 一弥 君、12 番 坂井田 進 君、17 番 成田 健義 君、
19 番 松林 勝智 君

6. 会議に付した事件

- (1) 報告第14号 農地法第3条の3の規定に基づく農地又は採草放牧地の権利取得の届出について
- (2) 報告第15号 地目変更登記に係る照会に対する回答について
- (3) 報告第16号 農地中間管理事業に係るおいらせ町農用地利用集積等促進計画の認可について
- (4) 議案第26号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
- (5) 議案第27号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
- (6) 議案第28号 おいらせ町農用地利用集積計画の決定について
- (7) 議案第29号 農地中間管理事業に係るおいらせ町農用地利用集積計画（一括方式）の決定について

7. 会議録署名委員

14 番 上久保 辰視 君、15 番 久保田 信一 君

8. 会議事件の説明および職務のため出席したもの

おいらせ町農業委員会 局長 柏崎 和紀 次長 川口 嘉大 主任主査 尾駮 淳

9. 書 記 主任主査 尾駮 淳

開会 午後5時00分

<p>議長 (名古屋職務代理) (以下議長)</p>	<p>(修 礼)</p> <p>ただ今から令和6年度第6回総会を開催します。</p> <p>ただ今の出席委員数は、19名中 14名であり定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。</p> <p>なお、10番（松林 一弥 委員）、12番（坂井田 進 委員）、17番（成田 健義 委員）、19番（松林 勝智 委員）については、欠席のむね連絡がありましたのでご報告いたします。</p> <p>（8番 袴田 光雄 委員は、総会途中からの出席）</p> <p>それでは、おいらせ町農業委員会総会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p>
<p>議長</p>	<p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認め、14番 上久保 辰視 委員、15番 久保田 信一 委員をお願いいたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には事務局職員の尾駮主任主査を指名いたします。</p> <p>では、これより報告事項に入ります。</p> <p>報告第14号「農地法第3条の3の規定に基づく農地又は採草放牧地の権利取得の届出について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>

<p>事務局 (柏崎事務局長)</p>	<p>はい。それでは、報告第14号について説明します。</p> <p>議案書の1-1から1-3ページをご覧ください。</p> <p>本件は、相続等により農地を取得した者が、農業委員会に届出をしたものであり、内容については記載のとおりです。</p> <p>以上で議案の説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>特にないようですので、報告第14号は報告済みとさせていただきます。</p> <p>次に、報告第15号「地目変更登記に係る照会に対する回答について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
<p>事務局 (柏崎事務局長)</p>	<p>それでは、報告第15号について説明します。</p> <p>議案書の2ページと、資料1と2をご覧ください。</p> <p>照会は2件であり、内容については記載のとおりです。農業委員及び事務局職員で行った現地調査の結果を回答しております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。</p>

<p>議 長</p>	<p>(質疑・意見なし)</p> <p>特にないようですので、報告第15号は報告済みとさせていただきます。次に、報告第16号「農地中間管理事業に係るおいらせ町農用地利用集積等促進計画の認可について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
<p>事務局 (柏崎事務局長)</p>	<p>はい。それでは、報告第16号について説明します。</p> <p>議案書の3ページをご覧ください。</p> <p>令和6年7月総会で要請を決定した2件について、中間管理機構から認可、公告を受けたことから、報告するものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けません。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>特にないようですので、報告第16号は報告済みとさせていただきます。次に議案事項に入ります。</p> <p>議案第26号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>

事務局

(柏崎事務局長)

それでは、議案第26号について説明いたします。

議案書の4-1と4-2ページをご覧ください。

今月の農地法第3条許可申請は、1議案4件であり、所有権移転が3件、使用貸借権の設定が1件です。

番号1は、贈与による所有権移転です。

資料3, 4をご覧ください。

譲渡人は [REDACTED]、譲受人は [REDACTED]。

土地の所在は 外小橋の田 外2筆、面積は合計5,149平方メートルとなっております。

番号2は、売買による所有権移転です。

資料5をご覧ください。

譲渡人は [REDACTED]、譲受人は [REDACTED]。

土地の所在は 沼端の田 外3筆、面積は2,800平方メートルとなっております。

番号3は、売買による所有権移転です。

資料7をご覧ください。

譲渡人は [REDACTED]、譲受人は [REDACTED]

[REDACTED]。

土地の所在は 向平の田 外1筆、面積は合計4,507平方メートルとなっております。

番号4は、3年間の使用貸借です。

資料7をご覧ください。

	<p>譲渡人は [REDACTED]、譲受人は [REDACTED] [REDACTED]。</p> <p>土地の所在は 中平下長根山の田 外1筆、面積は合計7,097平方メートルとなっております。</p> <p>申請書を精査した結果、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可基準の要件を満たしていると判断しました。また、この申請において周辺農地への影響は認められません。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。</p> <p>…ないですか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、議案第26号を原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、議案第26号を原案どおり決定いたします。</p> <p>次に、議案第27号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>

<p>事務局 (柏崎事務局長)</p>	<p>はい。それでは議案第27号について説明します。</p> <p>議案書の5ページ 番号1と資料8をご覧ください。</p> <p>譲渡人は [REDACTED]、譲受人は [REDACTED]。</p> <p>土地の所在は、牛込平の畑 1筆、面積は25平方メートルです。用途は敷地拡張、転用の事由は既存敷地の形状を整えるためとなっております。</p> <p>次に、番号2と資料9と10をご覧ください。</p> <p>譲渡人は [REDACTED]、譲受人は [REDACTED] [REDACTED]。</p> <p>土地の所在は、馳下りの畑 1筆、面積は989平方メートルです。用途、転用の事由は太陽光発電設備設置となっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの事務局の説明に関連して、調査員は調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>5番 (沼館委員)</p>	<p>5番 沼館です。</p> <p>それでは、調査の結果について説明します。8月28日に 松林会長、久慈 委員、川口事務局次長、尾駁主任主査の5人で調査を行いました。</p> <p>番号1の申請地は、敷地を拡張しL型擁壁を設置します。汚水は発生せず、雨水は敷地内で浸透させ、処理します。L型擁壁を設置</p>

<p>議 長</p>	<p>することから、農地への土砂の流出はないと考えます。</p> <p>番号2の申請地は、太陽光発電設備を設置します。汚水は発生せず、雨水は敷地内で浸透させ、処理します。周りをフェンスで囲み、整地のみであることから、農地への影響はないと考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>調査員からの説明が終わりました。</p> <p>つづいて、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (柏崎事務局長)</p>	<p>番号1の農地区分は、用途地域内の農地であることから第3種農地と判断しました。</p> <p>申請者は、既存の宅地の境界に、塀の設置することを計画したところ、境界線が塀を設置しづらい形状だったため、利便性を向上することを目的に本農地を選定しました。第3種農地は原則、許可となります。</p> <p>番号2の農地区分は、役場本庁舎からおおむね300m以内の農地であることから、第3種農地と判断しました。</p> <p>申請事業者は、再生可能エネルギー発電事業を経営しており、申請地が最適地であると判断し、太陽光発電事業を計画しました。第3種農地は原則転用許可となります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>

議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、議案第27号を原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、議案第27号を原案どおり決定いたします。</p> <p>次に、議案第28号「おいらせ町農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
事 務 局 (柏崎事務局長)	<p>はい。それでは、議案第28号について説明します。</p> <p>議案書の6ページをご覧ください。</p> <p>おいらせ町長より、令和6年8月28日付けで農用地利用集積計画の決定を求められております。</p> <p>権利の内容は、売買が2件となっております。</p> <p>これにより集積される農地は15筆で、合計面積は46,084平方メートル(約4.6ヘクタール)となります。</p> <p>計画の内容につきましては、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>

<p>議 長</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受け ます。</p> <p>…皆さん、ございませんか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認め、議案第28号を原案どおり決定することにご異 議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>ご異議なしと認め、議案第28号は原案どおり決定いたします。 次に、議案第29号「農地中間管理事業に係るおいらせ町農用地 利用集積計画一括方式の決定について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
<p>事 務 局 (柏崎事務局長)</p>	<p>それでは、議案第29号について説明します。</p> <p>議案書の7-1と7-2ページをご覧ください。</p> <p>内容は、使用貸借権の設定が4件、賃借権の設定が2件となっ ております。これにより集積される農地は15筆で、合計面積は21, 963平方メートル(約2.2ヘクタール)、設定期間は5年、10 年間となります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>

議	長	事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受け ます。 (質疑・意見なし)
議	長	質疑なしと認め、議案第29号は原案どおり決定することにご異 議ございませんか。 (異議なし)
議	長	ご異議なしと認め、議案第29号を原案どおり決定いたします 以上で、本日の議案はすべて終了いたしました。 これで、第6回おいらせ町農業委員会総会を閉会します。

閉会 午後5時16分